

## 国家戦略特区における横浜市の取組について

～横浜市立大学附属病院が「保険外併用療養に関する特例対象医療機関」に～

本日、東京圏国家戦略特別区域会議（第 6 回）の区域計画に、横浜市立大学附属病院が「保険外併用療養の特例対象医療機関」とされることが盛り込まれました。

横浜市内及び神奈川県内では、初めての医療機関となります。

### 1 東京圏国家戦略特別区域計画（案）に盛り込まれた取組（横浜市分抜粋）

名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

公立大学法人横浜市立大学附属病院（神奈川県横浜市）

（例） TFS（Tissue Fixation System）を用いた腹圧性尿失禁の治療など

### 2 今後の予定

近日中に、内閣府が、国家戦略特区諮問会議に諮ったうえで、内閣総理大臣への認定申請を行う予定です。

#### <林 文子 横浜市長コメント>

東京圏国家戦略特別区域会議において、横浜市立大学附属病院を「保険外併用療養の特例対象医療機関」に加える計画案が示されました。

認定されれば、同病院が先進的な医療をいち早く市民の皆様にお届けできるようになり、また今後、医療法に定められた「臨床研究中核病院」の認定を目指すにあたっての大きなはずみになります。

横浜市としても、臨床研究や治験を加速化させる「横浜臨床研究ネットワーク」への支援等を進めています。これとの相乗効果により、創薬や先進的な治療法などの研究成果を、可能な限り早期に市民の皆様還元できるよう、引き続き連携して取組を推進していきます。

※ 東京圏の区域

東京都、神奈川県、千葉県成田市

※ 保険外併用療養とは

保険診療 と 保険外診療（自由診療）を併用して治療を行う場合、保険診療部分も含めて全て自己負担となるが、厚生労働大臣の認める先進医療や、差額ベッド代等、患者の自由な選択による費用について、保険診療との併用を認めるもの。

※ 保険外併用療養に関する特例とは

国家戦略特区において、内閣総理大臣の認定を受けた医療機関が、最先端の医療や適応外の医薬品の使用などの先進医療を実施する場合、速やかに評価を開始できるよう、先進医療の申請を受けてから通常6か月程度かかる審査期間を、3か月程度に短縮する特例。

【既に認定を受けている医療機関】

東京圏：慶應義塾大学病院、独立行政法人国立がん研究センター中央病院、

東京大学医学部附属病院、公益財団法人がん研究会有明病院、

順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京医科歯科大学医学部附属病院

関西圏：大阪大学医学部附属病院、独立行政法人国立循環器病研究センター、

京都大学医学部附属病院

愛知県：名古屋大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター

※ 臨床研究中核病院とは

国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院。実施体制や実績、施設、人員が整備されている病院が承認される。

全国では、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院（東京都中央区）、国立大学法人東北大学病院（宮城県）、国立大学法人大阪大学医学部附属病院（大阪府）、国立がん研究センター東病院（千葉県）が承認されている。

※ 横浜臨床研究ネットワークとは

横浜市立大学が中心となり、横浜市とその周辺の中核病院（15病院：7,872床）が連携して治験や臨床研究の推進に取り組むためのネットワーク。

※ 区域会議の配布資料（区域計画（案）を含む）は、内閣府ホームページに掲載されます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html>

お問合せ先		
(横浜市の医療政策について)		
医療局医療政策課長	倉本 裕義	Tel 045-671-2438
(国家戦略特区の制度について)		
経済局成長産業振興課担当課長	守屋 喜代司	Tel 045-671-4600
(公立大学法人横浜市立大学の取組について)		
公立大学法人横浜市立大学医学・病院統括部総務課長	小田 英一	Tel 045-787-2804